

会計学2 第5回 会計規制の経済学(その2)

規制不要論 情報の非対称性とレモンの原理

レモンの原理 原典

G.A.アカロフ(1940-)の1970論文
「レモンの市場:品質の不確実性とマーケット・メカニズム」

George A. Akerlof, "The Market for 'Lemons': Quality Uncertainty and the Market Mechanism," The Quarterly Journal of Economics, Vol.84, No.3, August 1970, pp.488-500.

2001年にノーベル経済学賞

レモンの原理 要点

- 異なる経済主体の間に**情報の非対称性**が存在すると、**逆選択**が発生し、市場が成立しなくなる。
- こうした望ましくない結果を回避するためには、情報を**自発的に開示**し、情報の非対称性を解消することが重要。

岩波『現代経済学事典』

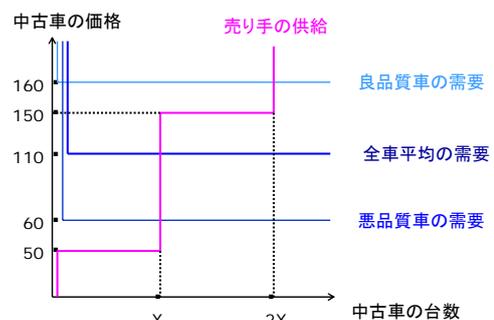
情報の非対称性 Information Asymmetry

- 経済的取引関係にある経済主体の一方が、他方の知らない情報を持っていること。
- 通常の売買取引の場合、生産者や販売者(エージェントagent=代理人)は、消費者(プリンシパル principal=本人)よりも、質の高い多くの情報を持っていることが多い。
- 情報の非対称性を放置すると、エージェントはプリンシパルの不信を招き、固有の追加的コスト(**エージェント・コスト**)を負担することになる。

レモンの原理 設例にもとづく説明(1) 西村[1995]

- 中古車を売りたい人:2X人
 - 1人1台を所有。
 - 2X台のうち、半数が悪品質車、半数が良品質車。
 - 良品質車の売り手の売値:150万円。
悪品質車の売り手の売値:50万円。
- 中古車を買いたい人:2X人
 - 1.買い手は、品質を識別できない。
 - 良品質車の買値:160万円。
悪品質車の買値:60万円。
 - 良悪の確率は1/2なので、市場で提示される買値(期待価格)は、
 $160 \times 1/2 + 60 \times 1/2 = 110$ 万円。

レモンの原理 設例にもとづく説明(2)



レモンの原理

設例にもとづく説明(3)

- 買い手は期待価格の110万円を払おうとするが、110万円では、レモンしか市場に供給されない。良品質車の売り手は市場から退場する。
- それを知った買い手は、110万円を払おうとせず、悪品質車の価格60万円を払おうとする。その結果、レモン(50万円の悪品質車)のみが市場で取引されることになる。つまり、市場には、レモンしか残らない。

→ 市場の崩壊！

逆選択

Adverse Selection

- 情報の非対称性が存在する場合に、市場メカニズムによって望ましい性質を持つ財が淘汰されて、望ましくない性質を持つ財ばかりが生き残る現象。
- 生物の進化における**自然淘汰**(natural selection)とは逆に、悪い選択が進むという意味。逆淘汰ともいう。
- 市場における合理的な行動の結果、非合理的な選択がもたらされる。

グレシャムの法則との違い

- 「悪貨は良貨を駆逐する。」
- グレシャムの法則の場合は、売り手も買い手も、良貨と悪貨に関する知識を等しく持っている(必要な情報が入手可能である)。
- レモンの原理の場合は、売り手と買い手の中古車に関する情報の非対称性が問題にされる。情報の非対称性から、売り手に対する買い手の不信感が生じ、エージェンシー・コストの増大(レモンの氾濫と市場崩壊)を招く。

逆選択のその他の事例

- 保険
 1. 保険市場には、リスクの異なる保険需要者が存在する。保険会社はその相違を識別できない。
 2. リスクの相違を反映しない高い保険料を一律に課すると、リスクの低い優良な顧客が市場を去る。
 3. その結果、保険会社は、より高い保険料を設定せざるをえなくなる。
 4. 最終的には、リスクの最も高い顧客しか残らず、保険市場は崩壊する。

良品質車の売り手の対応

- 情報の非対称性の解消。
この場合は、事前に存在する属性に関するもの。
- そのためには私的情報開示＝**自己選択**(self selection)が必要。
- 自己選択のための代表的なメカニズム
 1. **シグナリング**
 2. **スクリーニング**

用語

- **シグナリング** Signaling
望ましい財を持っている経済主体が、その事実に関する情報を市場に提供すること。
- **スクリーニング** Screening
プリンシパルから提示された複数のスケジュールからエージェントがどれかを選択すること。その結果を見ることで、プリンシパルはエージェントの能力(情報)を識別できる。

会計情報開示問題への適用(1)

- 事業リスクの高いA社(リスク率15%)と低いB社(リスク率5%)が存在する。
- 投資家は、その相違を識別できない。したがって、期待リスク10%($=5 \times 1/2 + 15 \times 1/2$)を、A・B両社に要求する。
- B社は資金調達を断念する。市場には、高リスクのA社が残される。
- 投資家は投資活動をやめる(市場からの退場)。健全な企業と投資家の不在。投資市場の崩壊。

会計情報開示問題への適用(2)

- **シグナリング**としての会計情報開示
企業は、資金調達コストを削減するために、会計情報を開示しようとするインセンティブを持つ。
 - 情報開示に消極的な企業は、投資家によって高リスク企業と評価される可能性がある。
 - 公的規制は、個別企業のリスク状況を反映しないので、非効率な規制となる可能性がある。

ゆえに公的な会計規制は不要である！

会計情報開示問題への適用(3)

- ASBJ企業会計基準委員会「討議資料」(日本版概念フレームワーク)、No.1, par. 1.
- 企業が生み出す将来のキャッシュフローを予測するうえで、企業の直面している状況に関する情報は不可欠であるが、その情報を入手する機会について、投資家と経営者の間には一般に大きな較差がある。
- このような状況のもとで、情報開示が不十分にしか行われないと、企業の発行する株式や社債などの価値を推定する際に投資家が自己責任をおうことはできず、それらの証券の円滑な発行・流通が妨げられることにもなる。

つづき

- 情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解消するため、経営者による私的情報の開示を促進するのがディスクロージャー制度の存在意義である。
 1. 市場の阻害要因としての情報の非対称性
 2. 私的情報開示を促進するシステムとしてのディスクロージャー制度の位置づけ

ゆえに、**ミニマム・スタンダードとしての会計基準(会計規制)は必要。**

結論

情報開示は人のためならず！

勉強は人のためならず…

経済学の基本用語は専門書で確認しましょう！